

介護・福祉人材の確保に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年10月7日

提出者

池田 一
白石 恵子
中村 芳信
浅野 俊雄
小沢 秀多

田中 明美
尾村 利成
大屋 俊弘
森山 健一

藤原 常義
田中 八洲男
原成 充
岡本 昭二

(別紙)

介護・福祉人材の確保に関する意見書

平成 27 年 4 月の報酬改定では、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が図られた一方、全体として見ると介護報酬は 2.27 %のマイナス改定、障がい福祉サービス等報酬は±0%の改定であった。

県民誰もが住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていくためには、県民生活のセーフティネット基盤である福祉サービス事業の安定的な経営と、それを支える優秀な介護・福祉人材の確保が必要である。

ニーズに応じた介護・福祉サービスを提供するために必要となる人材を確保するため、国の施策として、介護・福祉人材の育成、処遇の改善及び職場環境の改善等を進める必要がある。

については、介護・障がい福祉サービスの基本報酬の引き上げや、重度障がい者等へのきめ細かい支援のための加算の拡充を通じて、介護・福祉職員の処遇改善や、人員配置を充実し、介護・福祉人材が安定的に確保できるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

【平成 28 年 10 月 7 日原案可決】